

○退職勧奨実施要綱

平成 5 年 6 月 23 日 告示第 6 号
改正 平成 17 年 3 月 31 日 告示第 5 号
平成 18 年 4 月 1 日 告示第 8 号
平成 26 年 4 月 1 日 告示第 6 号
平成 27 年 5 月 13 日 告示第 7 号
平成 30 年 3 月 27 日 告示第 3 号
令和元年 5 月 1 日 告示第 1 号

(目的)

第 1 この告示は、職員の新陳代謝を促進し、人事管理の改善と退職を希望する職員に対し条件となる機会を与えるために必要な事項を定めることを目的とする。

(勧奨の対象)

第 2 退職勧奨の対象職員（以下「対象職員」という。）は、常勤の一般職員で次の各号の職員をいう。

- (1) 当該年度中に勤続 20 年以上で年齢が満 45 歳以上満 59 歳に達する者
- (2) この告示の適用を受けて退職を申し出た者

(勧奨の実施)

第 3 退職勧奨の実施は、対象職員が退職の申出書（様式第 1 号）を任命権者に提出したときに行われる。

- 2 申出は特別の場合を除き、希望する退職日から 3 カ月以上前に提出しなければならない。
- 3 任命権者は申出書を受理したときは、発令を目途として文書をもって行う。

(辞職願の提出)

第 4 対象職員は前項の文書の送付があったときは、速やかに辞職願（様式第 2 号）を任命権者に提出しなければならない。

(退職の日)

第 5 勧奨による退職の日は、次の各号とする。

- (1) 当該年度に満 59 歳に達した者で、最初の 3 月 31 日とする。
- (2) 前号以外の者は、申出による日とする。
- (3) 任命権者が人事管理上特に必要と認められる場合は、前 2 号にかかわらず退職の日を定めることができる。

(優遇条件)

第 6 対象職員が退職勧奨の扱いで非違なく退職する職員（以下「退職勧奨職員」という。）については次に掲げる優遇条件を与える。

- (1) 退職手当は、市町村職員退職手当支給条例（昭和 34 年岩手県市町村職員退職手当組合条例第 4 号）の規定を適用する。
- (2) 感謝状の贈呈

(勤務免除の手続)

第 7 退職勧奨職員が勤務免除を受けようとするときは、盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤

務条件に関する条例（昭和48年紫波郡環境施設組合条例第5号）第3条の規定により手続きをするものとする。

附 則

この告示は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第5号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日告示第8号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第6号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月13日告示第7号）

この告示は、平成27年5月13日から施行する。

附 則（平成30年3月27日告示第3号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月1日告示第1号）

この告示は、令和元年5月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 関係）

申 出 書

年 月 日

任命権者 様

所属 職
氏名 印

私は、「退職勧奨実施要綱」の適用を受け、 年 月 日付で退職することを希望するので申し出します。

様式第 2 号（第 4 関係）

辞 職 願

年 月 日

任命権者 殿

所属 職
氏名 印

私は、 年 月 日付 の退職勧奨に応じ 年
月 日をもって辞職したいので承認願います。